

## 委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 県立学校統合型校務支援システム運用保守業務

委託料の総額 金 ○○, ○○○, ○○○円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円也)

委託の期間

令和 9 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで

### (委託業務の仕様等)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって頭書の委託の期間において頭書の委託業務を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。  
ただし、軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、契約金総額の100分の5以上の額の契約金額を納付しなければならない。

2 乙は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることが出来る。

4 甲は、財務規則第229条第1項第4号の規定により、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (再委託の制限)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を企画提案書に記載された企業以外に再委託してはならない。

- 2 企画提案書をもとに再発注を行う場合には、契約締結後速やかにその再発注に係る管理方法等を、甲に書面で提出するものとする。
- 3 乙は、甲の書面により承諾を得た場合は、前項の規定にかかわらず、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。この場合においては、再委託先の住所、氏名、再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法等を甲に書面で提出しなければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分の再委託については、この限りでない。
- 4 乙は、前項の規定により、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、再委託先に対してこの契約に規定する乙が遵守すべき事項と同様の義務を負わせるものとする。

(業務計画書の提出)

第5条 乙は、この契約締結後速やかに仕様書に基づいて業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があるときは、乙に対して前項の業務計画書の修正を請求することができる。

(主任担当者の選任)

第6条 乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

(技術者の能力)

第7条 乙は、委託業務に従事する技術者を選任するに当たっては、その業務を履行するに十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。

- 2 甲は、乙の委託業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不適当と認められる者があるときは、乙に対してその交替その他必要な措置を求めることができる。

(定期協議の実施)

第8条 甲及び乙は、委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のために必要な事項を協議するため、定期的に協議を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定によらず、甲からの指示がある場合には、委託業務の履行状況について甲が求める時期、内容で書面等により報告しなければならない。

(事故等の報告)

第9条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しその指示を受けること。

- 2 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処置をえた後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(資料等の提供及び返還)

- 第10条 甲は、乙に対して委託業務の履行に必要な資料、情報等を貸与するものとする。
- 2 乙は、委託業務の履行上不要となった資料、情報等があるときは、これを遅滞なく甲に返還しなければならない。

(資料等の管理)

- 第11条 乙は、甲から提供を受けた資料、情報等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 2 乙は、甲から提供を受けた資料、情報等を甲の書面による承諾を得ず、複写若しくは複製をしてはならない。

(検査)

- 第12条 乙は、毎月の運用業務が完了したときは、甲に遅滞なく業務完了届及び仕様書に定める成果品を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり、甲が乙に対して補正を命じたときは、乙は、遅滞なく甲と協議の上、定めた日に当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項により命ぜられた補正を完了したときは、甲に第1項の委託業務完了届に準じて補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日について、第2項の規定を準用する。
- 5 すべての成果品が検査に合格した場合、甲はその旨書面をもって乙に通知する。
- 6 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。
- 7 契約期間における最終年度のすべての成果品が検査に合格した日をもって業務の終了とする。

(委託料の支払い)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の請求をすることができる。

2 委託料の支払いについては、次のとおりとする。

(1) システム運用・保守（令和9年度から令和13年度）

第一回目請求日 令和9年10月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)  
第二回目請求日 令和10年4月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)  
第三回目請求日 令和10年10月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)  
第四回目請求日 令和11年4月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)  
第五回目請求日 令和11年10月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)  
第六回目請求日 令和12年4月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)  
第七回目請求日 令和12年10月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)  
第八回目請求日 令和13年4月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)  
第九回目請求日 令和13年10月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)  
第十回目請求日 令和14年4月 金 ○○, ○○○, ○○○円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ○, ○○○, ○○○円)

3 甲は、第1項の規定による支払いの請求を受けたときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第14条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

- 4 甲の責めに帰すべき事由により第13条第3項の規定による委託料の支払いが遅延したときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（委託業務内容の変更等）

第15条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の損害額については、甲乙協議して定める。

（事情変更による契約内容の変更）

第16条 契約締結後において、天災事変その他不測の事故又は経済情勢の激変等により、契約内容が著しく不適当と認めるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議し、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

（協議解除）

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、前項に規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の解除権）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に委託業務が完成しないとき、又は委託業務を完成する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- (7) 第20条第1項の規定によらず乙が契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、契約金額を限度として甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、検査に合格した既納部分があるときは、甲はこれに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。
- 4 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の契約保証金の納付又はこれに変わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

#### （乙の解除権）

第20条 乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第15条第1項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、その契約金額が3分の2以上減少するとき。
  - (2) 甲が契約に違反し、その違反により委託業務の履行が不可能になったとき。
- 2 甲は、乙が前項の規定により契約の解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議して定める。

#### （解除に伴う措置）

第21条 第17条、第18条及び第20条の規定により契約が解除された場合において、委託業務の既納部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査の上、相応する金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。

#### （一般的損害）

第22条 甲は、甲及び乙の責に帰すことができない事由により生じた損害で、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認めるときは、損害額を認定し、その負担については甲乙協議して定める。

#### （第三者に及ぼした損害）

第23条 この契約の履行に関して、第三者に対して損害を及ぼした場合は、乙はその賠償額の責を負う。ただし、その損害が乙の責に帰すことができない場合は、その負担について、甲乙協議して定める。

(談合による損害賠償)

第24条 甲は、この契約に関し、乙が、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第17条、第18条及び第20条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号及び第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他契約権者が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第25条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを契約金額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約内容不適合責任)

第26条 甲は、履行された業務が、仕様、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、当該契約不適合を知ったときから1年以内に限り、乙に対して、当該業務の修正、代替業務の実施又は不足分に係る業務実施等による履行の追完を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修正等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(個人情報の保護)

第27条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第28条 乙は、甲の書面による承諾を得ず、委託業務の履行により知り得た個人情報、機密情報、その他の情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。この契約期間満了後及び契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、委託業務の履行により知り得た個人情報等の外部への漏えい、滅失き損等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 甲は、乙に対して前項にかかる乙の講じた措置について報告させ、必要に応じてその改善を求めることができる。

(福島県教育情報セキュリティポリシー遵守義務)

第29条 乙は、平成31年4月1日施行の「福島県教育情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

(甲による監査)

第30条 甲は、福島県教育情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティポリシー及び対策基準の遵守について、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、監査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、前項に規定する事項以外の事項に対しても、この委託の履行状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。この場合は前項ただし書を準用するものとする。

(契約書作成の費用)

第31条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第32条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第33条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2-16  
氏 名 福島県  
代表者 福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次